平成２８年（フ）第１５８２号
福岡市中央区白金２丁目５番17号
破産者　ジャパンアーツ株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年５月26日まで
2　一般調査期日　平成29年６月26日午後１時30分
平成29年４月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５３号
山梨県笛吹市石和町市部478番地
破産者　鈴木　孝夫
1　破産債権の届出期間　平成29年５月29日まで
2　一般調査期日　平成29年７月27日午前10時
平成29年４月28日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５４６号
広島市中区千田町３丁目１番10号
破産者　信建設コンサル株式会社
1　破産債権の届出期間　平成29年５月29日まで
2　一般調査期日　平成29年７月28日午後２時
平成29年４月28日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４６８号
福岡県久留米市小頭町１番地19　プランドール六ツ門Ⅱ201号、破産手続開始決定時の住所福岡県朝倉市堤527番地７
破産者　黒岩　正幸
1　破産債権の届出期間　平成29年５月31日まで
2　一般調査期日　平成29年６月26日午後１時10分
平成29年４月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５７０号
福岡市博多区博多駅東３丁目９番３―406号
破産者　中原　道子（旧姓佐々木）
1　破産債権の届出期間　平成29年５月31日まで
2　一般調査期日　平成29年７月７日午前10時
平成29年４月24日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８４号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1958番地14
破産者　谷　　浩史
1　破産債権の届出期間　平成29年６月２日まで
2　一般調査期日　平成29年７月13日午前10時50分
平成29年４月28日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６１号
和歌山県海南市岡田314番地６
破産者　矢川　睦夫
1　破産債権の届出期間　平成29年６月２日まで
2　一般調査期日　平成29年７月13日午前10時55分
平成29年４月28日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８２３号
福岡市早良区重留５丁目14番18号
破産者　宮崎　教久
1　破産債権の届出期間　平成29年６月２日まで
2　一般調査期日　平成29年７月７日午前11時
平成29年４月25日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４３号
三重県志摩市志摩町越賀233番地５、前住所
三重県志摩市志摩町和具4081番地３
破産者　谷口沙津美
1　破産債権の届出期間　平成29年６月７日まで
2　一般調査期日　平成29年６月28日午前10時
平成29年５月１日
津地方裁判所伊勢支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第４４号
山口県柳井市柳井1574番地13
破産者　株式会社エム・オン
異議申述期間　平成29年６月12日まで
平成29年５月１日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第１号
埼玉県秩父市大野原1539番地
清算株式会社　株式会社エヌアンドワイ
代表清算人　軽部龍太郎
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所秩父支部

平成２９年（ヒ）第３号
福井市境寺町１号１番地
清算株式会社　株式会社ミタカコーポレーション
代表清算人　平　　正博
1　決定年月日　平成29年４月28日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所民事部

平成２９年（ヒ）第１号
大分県別府市石垣西10丁目１番６―207号
清算株式会社　株式会社湯布高原ホテル風のはるか
代表清算人　山口　高一
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１号
北海道滝川市流通団地２丁目３番18号
清算株式会社　ＴＫ管財株式会社
代表清算人　高木　久継
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所滝川支部

平成２９年（ヒ）第２号
北海道滝川市流通団地２丁目３番18号
清算株式会社　ＴＫ企画株式会社
代表清算人　高木　久継
1　決定年月日　平成29年４月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所滝川支部

監 督 命 令

平成２９年（再）第８号
大阪市淀川区田川３丁目７番２号
再生債務者　ホンマ・マシナリー株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区中之島２丁目３番18号中之島フェスティバルタワー27階　弁護士法人大江橋法律事務所　弁護士　上田　裕康
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成29年４月27日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始及び管理命令

平成２９年（再）第７号
大阪市淀川区塚本１丁目６番25号
再生債務者　学校法人森友学園
1　決定年月日時　平成29年４月28日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる。
3　管財人　大阪市中央区北浜２丁目１番19―802号　疋田・圍法律事務所　弁護士　疋田　淳
4　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
5　再生債権の届出期間　平成29年６月30日まで
6　再生債権の一般調査期間　平成29年８月７日から平成29年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部